

# 町設置型合併浄化槽設置しませんか？

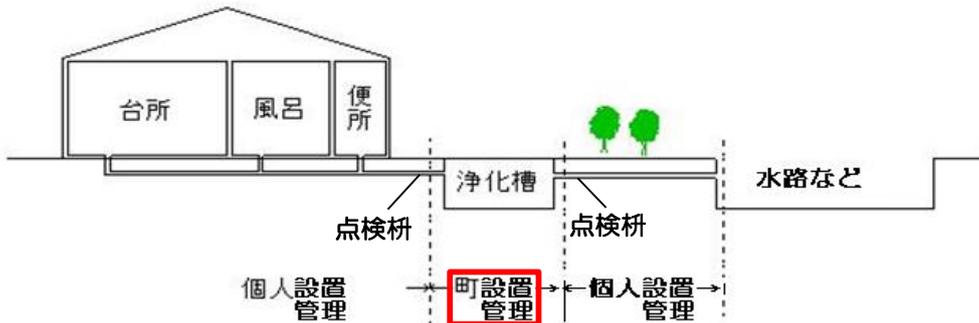
～合併浄化槽は汚染される河川の水質を浄化する唯一の解決策です。～

人槽区分により分担金を納めていただき、浄化槽の設置工事をいたします。

## 分担金を軽減します！

令和9年3月(令和8年度)まで下表のとおり軽減します。

人槽区分	分担金	(軽減前)	エコ補助金
5人槽	<b>150.000円</b>	← 250,000円	60,000円
7人槽	<b>210.000円</b>	← 350,000円	70,000円
10人槽 (2世帯住宅)	<b>300.000円</b>	← 500,000円	80,000円



※町が行う工事は、浄化槽本体部分の設置のみです。配管工事等に関しては個人負担になりますので個人で業者に依頼していただきます。役場に申請する前に業者にお見積もりをとってください。

※町が行う浄化槽設置工事には人槽ごとに基準額が設定されています。工事基準額は5人槽88.2万円・7人槽108万円・10人槽140.4万円です。基準額を超過した場合は個人負担となります。

※駐車場仕様は個人負担となります。

※農地には設置出来ません。農地転用の手続きが必要となります。

## 単独浄化槽、撤去します！

転換工事に伴う単独槽の撤去費用を **最大10万円まで** 補助します。

単独浄化槽、汲取り槽から合併浄化槽に入替える場合、**エコ補助金** が出ます！

★ ただし、**年度内(令和7年3月31日まで)** に使用開始し、

**単独槽等を原則撤去**することが条件となります。[注意]撤去前・後の写真の添付が必要です。

次年度以降の補助の継続は不明となっています。ご注意ください。

**今年度の申請締め切りは令和6年12月23日(月)です。**

※受付は**2月までに完成する工事が対象**となります。

申請から工事着工までは、書類審査や現地測量等の都合上**1~2ヵ月程度**要しますので早めの計画、申請をお願いします。



## 事業の流れ

設置の申請	所定の申請書を役場(建設水道課)へ提出してください。
調査、測量	お宅を訪問し、状況の確認、工事設計にかかる測量を行います。
工事計画 分担金の納付	設計書が出来上がったら、設置工事の計画書を通知し、申請者の承認を求めます。計画書の承認後、分担金を納めていただきます。
設置工事	町で決定した業者が浄化槽の工事を行います。
排水管の つなぎこみ	申請者が選定した業者により、排水管のつなぎ込みをしてください。
使用料開始	使用開始届を提出して下さい。 <b>※工事完了日から1年以内に使用開始していただく必要があります。</b>
使用料の納入	浄化槽を使い始めたときから、毎月使用料を納めていただきます。
維持管理	浄化槽の維持管理は町で行います。業者が定期的に訪問し、維持管理を行います。

## その他

### ●申請から着工までの期間

工事発注の時期は、申請状況に応じて町で調整します。  
申請者の都合がある場合は、早めの申請と使用を開始したい日程などを申告してください。  
なお、事情で急ぎよ設置を希望する場合は事前にご相談ください。都合に添えるよう努めます。

### ●使用料について

浄化槽は町の所有であるため、使用料を納めて使用していただきます。

**維持管理(清掃、保守点検、法定検査等)は町で行います。** 使用者から維持管理業者への支払いはありません。ただし、次の費用は使用者の負担です。

- ・電気、水道代
- ・使用者の責による修繕費

例1 使用が適正でなく、必要以上に清掃が必要となった場合。

例2 駐車場仕様でないにもかかわらず、浄化槽に荷重をかけ破損させた場合。

人槽区分	使用料(月額)
5人槽	3,800円
7人槽	4,600円
10人槽	5,500円

★ご相談、お問い合わせは  
下仁田町役場 建設水道課 管理係  
電話 82-2111(内線427)  
直通64-8807

当事業について、説明を受けました。

(申請者の代理で説明を受けた場合は、申請者にこの内容を説明いたします。)

令和 年 月 日

署名

